

飛驒地域観光協議会パンフレット作成業務委託仕様書

1 業務の目的・趣旨

飛驒地域を訪れたことのない知的好奇心旺盛な20代～30代の女性を主なターゲットとして、ターゲットの目を惹く魅力的な写真とキャッチコピーで視覚的に「飛驒」の魅力を訴求し、飛驒地域に対する認知度を高め訪問の動機付けを行える、見た人が思わず手に取り行きたくなるようなパンフレットを作成する。

配布については個人を想定し、観光キャンペーンやイベント時にブースに設置、手渡しでの配布を目的とする。

2 委託期間

契約締結の日から平成31年3月22日（金）まで

3 委託業務の内容

(1) 業務の名称

飛驒地域観光協議会パンフレット作成業務

(2) 仕様

- ・サイズ： B5版
- ・ページ： 24ページ、オールカラー（両面印刷を想定）
- ・校正： 2回（完成具合により校正回数を増やすことがある。）
- ・部数： 40,000部

(3) 注意事項

- ・飛驒地域への誘客に繋がるような、魅力ある飛驒をイメージさせるパンフレットの企画、編集、制作、印刷を行う。
- ・パンフレットに掲載する写真については、履行期間内に飛驒地域において撮影するほか、季節的に撮影が難しい写真については、必要に応じ飛驒地域観光協議会（以下、「当協議会」とする。）から提供する。また、受託者が過去に撮影した写真や、第三者から買い取ったものも可とするが、第三者との買い取り交渉は受託者において対応すること。

(4) 作成部数

40,000部

(5) 納期・納入場所

平成31年3月22日(金)までに、当協議会が指定する6箇所程度へ配送、納品すること。

4 本業務における一般事項

- (1) 本業務は、本仕様書並びに諸関係法令を遵守し、当協議会の指示に従い、受託者は連絡を密にして業務の進捗を図らなければならない。
- (2) 受託者は、本仕様書に基づき業務を遂行するほか、本仕様書に明記されていない事項、あるいは当然補足すべき事項について、当協議会と協議の上その指示に従わなければならない。
- (3) 本業務に従事するものは、業務の遂行を十分に成し得る知識と経験を有するものでなくてはならない。
- (4) 受託者は、本業務の遂行上知り得た事項及びその内容を第三者に漏らしてはならない。

5 著作権等

成果物等の著作権は、使用分、未使用分に関わらず、当協議会に帰属するものとする。受託者は当協議会の許可なく、成果物を他に利用、公表、貸与等をしてはならない。委託業務の履行に際し、他の者が著作権を有するものを使用し、問題が生じたときは、委託者に不利益が生じないように受託者の責任においてこれを処理するものとする。

6 その他

業務履行にあたり疑義が生じた事項や、この仕様書に定めのない事項については、当協議会と受託者で協議の上決定するものとする。

7 問合せ先

〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2-18

飛騨地域観光協議会 事務局

高山市商工観光部観光課 誘客戦略係 担当：中野

電話 : 0577-35-3145

FAX : 0577-35-3167

MAIL : kankou@city.takayama.lg.jp